

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

佐賀県教育委員会教育長 白水敏光

佐賀県教育委員会規則第9号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校	課程	学科	昼夜間の別	学校	課程	学科	昼夜間の別
略				略			
佐賀県立高志館高等学校	略			佐賀県立高志館高等学校	略		
佐賀県立伊万里農林高等学校	<u>全日制課程</u>	<u>生物生産科、食品化学科、森林工学科</u>	<u>昼間</u>				
佐賀県立佐賀農業高等学校	略			佐賀県立佐賀農業高等学校	略		
略				略			
佐賀県立鳥栖商業高等学校	略			佐賀県立鳥栖商業高等学校	略		
佐賀県立伊万里商業高等学校	<u>全日制課程</u>	<u>商業科、情報処理科</u>	<u>昼間</u>				
	<u>定時制課程（単位制による課程）</u>	<u>商業科</u>	<u>夜間</u>				
佐賀県立牛津高等学校	略			佐賀県立牛津高等学校	略		

改正前		改正後			
佐賀県立唐津南高等学校	略	佐賀県立唐津南高等学校	略		
		佐賀県立伊万里実業高等学校	全日制課程	生物科学科、森林環境科、フードビジネス科、商業科、情報処理科	昼間
			定時制課程 (単位制による課程)	商業科	夜間
佐賀県立鹿島高等学校	略	佐賀県立鹿島高等学校	略		
略		略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県立学校の課程等に関する規則の規定により置かれていた課程及び学科で、この規則による改正後の佐賀県立学校の課程等に関する規則別表第1に定められていないものは、同表の規定にかかわらず、佐賀県立伊万里農林高等学校及び佐賀県立伊万里商業高等学校の全日制課程及び学科にあっては平成33年3月31日までの間、佐賀県立伊万里商業高等学校の定時制課程(単位制による課程)及び学科にあっては平成34年3月31日までの間、存続するものとする。